

令和 6 年

新 城 市 教 育 委 員 会

5 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

令和6年5月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 5月22日(水) 午後2時32分から午後3時35分まで

2 場 所 新城市市役所本庁舎4階 会議室4-2、4-3

3 出席委員

安形博教育長 夏目安勝教育長職務代理者 原田真弓委員 鈴木志保委員
伊藤雅朗委員 青山芳子委員 夏目みゆき委員

4 説明のため出席した職員

櫻本教育部長 原田教育総務課長 菅野学校給食課長 中嶋学校教育課長
村田生涯共育課長 中村生涯共育課参事 河口生涯共育課参事
湯浅生涯共育課参事 浅井生涯共育課参事

5 書 記

上野教育総務課総務係長

6 議事日程

開 会

日程第1

(1) 教育長報告

日程第2

(1) 協議事項

ア 新城市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定

イ 新城市学校給食費取扱要綱の制定

日程第3

(1) 報告事項

閉 会

○職務代理者

皆様おそろいでございますので、ただいまから令和6年5月新城市教育委員会の定例会議を開催いたします。よろしくお願いいたします。

日程第1 教育長報告

○職務代理者

日程第1、教育長報告です。教育長よろしくお願いいたします。

○教育長

お願いします。

教育長報告ということで、校長評価、教頭評価について本日報告をします。

お手元に資料が、4枚つづりの資料があると思います。ご確認ください。

実は、愛知県は校長評価の給与反映が令和3年度、令和4年度に始まりました。それまでは給与反映は愛知県では一切なかった。逆に給与反映を取り入れている都道府県というのはかなり多くて、47都道府県のうち、当時、つまり令和3年度に取り入れてない県は多分4県だったと思います。そして本年度、令和5年度の業務成績評価を令和6年度の給与反映、これが教頭で始まりました。愛知県で教頭で始まりました。

4枚目に、4年前にこの制度が愛知県で導入されますということが明確になった時点、多分、令和2年度の最後。そのときに私が学校教育課長をやっておりましたが、前教育長から、課長どう思うということと言われたので、自分の考えを、個人的な考えをここのようにつづりました。

最後のところに示してあります。最後の3行を読み上げます。「以上、想定される問題点のほんの一部を挙げた制度導入に当たり、十分な議論はなされたのか、慎重な議論をないがしろにしての制度導入の罪は重い。教職員評価の給与反映は、まさに愚の骨頂である。」当時、お金でするやり方にどうしても賛同できなかったもので、そのように個人的な考えを述べさせていただいた。それが令和3年度から令和4年度にかけての校長の給与反映がもう実施されると、愛知県内の市町村立の学校で実施されるということが明確になったので、ならば、どういう評価の仕方が適正なものであるかということを考えました。

1ページをご覧ください。4つ挙げました。

1つは学校評価、これを尊重すべきだということです。学校評価報告書の記述内容、それと保護者学校評価アンケート。実際には、学校評価は、児童生徒も評価するし、教職員も評価するし、場合によっては第三者、それぞれの学校の、例えば評議員とかそういう方も評価する、だけれども保護者の評価をきちんと見るということを大事にしようと思いました。

2つ目は管理職評価。一般の教職員が校長、教頭を評価する、そういうことです。今までは、校長、教頭が教職員を評価してきました。ですが、給与反映に当たっては、一番近くで校長、教頭の職務ぶりを見ている一般教諭が校長、教頭を評価する、これを入れないと、なかなか評価が難しいだろうということで、去年から管理職評価を導入しました。

3つ目は、自己申告評価シートの記述内容。これは自己評価というのは非常に当てにならない。日本人の特性かどうか分からないけれども、自分に厳しい方ほど、やっぱり評価を低くする。どちらかというと、あまりできない方、例えば保護者からのクレームが多いだとか、学級崩壊を招く、

そういうふうな教職員は比較的自己評価が甘い。なので、評価そのものは当てにできないけれども、ここに書いてある記述内容、どういうことを目標にして、どういう手立てを講じて、どういう成果があったか、記述内容に着目して評価をさせてもらいたい。

4つ目は、校長の第一次評価者は教育長です。教頭の第一次評価者は校長で、第二次評価者が教育長です。教育長が全ての学校を見るというのは困難であります。ですので、例えば明日、新城小学校で「みがく」という行事があります。学校教育課のメンバーが3人、4人、新城小学校に行って、授業を見て回ります。そうしたときの教師の伸び具合、あるいは校長、教頭の指導ぶり、そういったことを、逐一、次の日になるんですけども、報告を受けて、その学校のよさ、そのことを中心に話を聞きます。ということから、学校教育課の職員の評価を参考にすると。これは、ここには、学校教育課と書いてありますけれども、それは教育委員会、例えば教育総務課、あるいは学校給食課、あるいは生涯共育課、全て関わりますので、それぞれの職員からいろいろなことを聞いて、それを総合的に教育長が評価すると。そんな形を取っています。

実際に学校評価アンケートを2枚目に載せました。それは令和5年度のもので、一番右側に灰色がありますね。灰色は、これ保護者が分からないと答えたものです。つまり、例えばQ5、Q6については分からないが多くなっています。どういうことかということ、Q5、教師は子供たちが意欲的に学べるように指導方法を工夫している。それに対して、そう思うか、そう思わないで答えるのだけれども、いや教師の指導工夫なんて分からないだろう、そういうことから自然な答えだと思います。本当に新城市の保護者、きちんと丁寧に文章を読んで答えてくださっている、そういうことを思っています。あるいは中学校だと教科担任制ですので、人によってこれは変わるといってもありますので、これは答えにくい質問だと思っています。

そんなことも含めて、この6つの項目は、19校全ての学校において、評価項目として入れるように、そんな指示を教育委員会として、しております。

ご覧のとおり、ほぼほぼ、どの項目も9割ぐらい学校の教職員の仕事ぶり、学校の対応等を認めていると、肯定的に認めている、そんな答えになっております。

めくってください。先ほど申し上げた去年から始めた管理職評価。これは一般教諭がL o G oフォーラムで答えてくれたものです。ここには市全体のことが載っております。でも実は、ここには示されていないのですが、学校間差はすごく大きい。あと校長間差もすごく大きい。教頭間の差も同様にすごく大きいです。

つまりA校とB校と、評価はここにはアベレージで出ていますけれども、差はあるということです。例えば給与に、校長が教職員の相談に乗ったり、適切に指導助言をしたりしている、これ、そう思わない、あまりそう思わないが合わせて17%と比較的多くなっています。

昔は校長に直接話すということが、基本的に許されていなかったときがありました。つまり校長に言う前に、一度学年主任に聞けと。そして教頭に聞けと。そんなことを僕らは指導された時代がありました。

でも今は、そうではなくて校長にも相談する、校長にも見てもらうというのが、適切な学校のあり方であると思うし、新城市は大規模校はないので、それほどピラミッド型になる必要もない、トップダウンである必要もない、そういうふうに校長先生方には言っています。

Q5、Q6、Q7と後半3つについては学校運営に対する評価です。これも20%を超えています、

反対意見が。ここに、非常に、僕はこれから学校が伸びていくというところで、この管理職評価がいいものであるとしたら、ここの3つを大事にしたいなと思っています。

つまり一般教職員が何を望んでいるか。Q5は、教職員の意見が学校運営や教育活動に十分に反映されている、そう望んでいるんだろうなということ。Q6は、教職員が意欲的に取り組める環境、そこを目指すために、校内人事、校内分掌の分担の適切性、そこが大事。やっぱり偏りがあってはいけないとか、ある人に全てというのはあまりよくない、そういうことだと思います。Q7は働き方改革。やはりここも意識が不十分だということを感じている一般教諭が多いということです。ですので、これを次につなげていくような形の評価になるといいと思っています。

冒頭、反対と言いましたけれども、やってみて、これならばいい点は生かせるかなと思ったのが3つほどあります。

1つは、足らざるを知るということが、やっぱり一番大事なんです。ですので、個々の教職員の意見を受けて、やっぱりここは足りなかったかな、誰にでもあると思うのですよね。そういうことを認識できた。昔はできなかったです。こういうことを意見を言う場もなかったし、そういうことをやろうともしなかったから。だから、そういう意味では意義がある。

もう1つは、一般の企業で言ったら、社長は会社の社員の立場に立つというのはすごく求められるところだと思うんですけども、学校現場でもやっぱりそれはすごく大事で、管理職が一般教員の立場に立つ、ここができてできるかどうかだと思っています。ともすると、人によっては校長になると、ちょっとその前とは違って強引に進んでしまう、あまり聞かない、そういう方がいらっしゃいますので、そういう防止にはなり得る。

それともう1つは、やっぱり教育界、あまりにも上意下達の傾向が強すぎた。それは我々もそうなんです。文科省が言ったことを、全部とにかく受けようとする。漏らさず受けようとする。でも、それでは本当に子供のためになるのか、1回現場で本当にいいかということ熟慮しないと、やっぱり子供のためにはならない。そういうところが、何か少し見えてきつつあることだと思って、そういう意味では、この校長、教頭の評価、その給与反映については、意味があるのかなと思っています。

特に、今は校長評価、教頭評価の給与反映、これが一般教諭になったときに、本当にそれでいいのかということ、また今日ではなくて構いませんので、ご意見いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。ただいまの教育長報告について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、日程第2、協議事項に移ります。

日程第2 協議事項

○職務代理者

協議事項、ア、新城市給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○学校給食課長

お願いします。

この6月議会におきまして、新城市給食センター設置及び管理に関する条例を上程したいと考えておりますので、協議をお願いします。

内容につきましては前回の教育委員会会議、4月23日に開催されました会議におきまして、案をお示しさせていただいております。その後、庁内の内部の例規審査会等での指示事項、調整事項を踏まえまして修正したものを、本日の資料としてつけさせていただきます。

前回の会議からの修正事項を、主にご説明申し上げたいと思いますので、資料の2ページと4ページを交互にご覧いただければと思いますが、2ページ目の前回の資料では、(委員)第6条の2項で、委員の構成及び並び順が記載のとおりにしてございました。調整の結果、4ページの資料のとおり、並び順と記載の仕方が修正されております。

今回設置する委員会ですが、教育委員会の附属機関としての位置づけとなりまして、この委員会で行政執行の前提として必要な審議を、外部の方々で審議をいただくことを目的に設置したいと考えております。従いまして、こちらの委員の構成につきましても、外部の方を表記すべきではないかという調整となりましたので、修正したものでございます。

ただ、その他、「前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認める者」という表記は残してございますので、その他の方々につきましても、本委員会にご出席いただきまして、オブザーバー的な立ち位置でご発言をいただくことを妨げるものでないという、内部の意見をいただいておりますことを申し添えます。

またPTA連絡協議会という表記で前回しておりましたが、分かりやすく「児童生徒の保護者」という表記に変更して、委員の並び順につきましても、ほかの条例と同様に学識経験者を最初に記載することと修正しました。

以上が設置管理条例の修正点となります。ご説明を終わります。

○職務代理者

ありがとうございました。

設置管理条例の修正点についてご説明いただきました。この件について、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

特にないようでございますので、次に移ります。よろしくお願いたします。

協議事項、イ、新城市学校給食費取扱要綱の制定について、説明をお願いいたします。

○学校給食課長

お願いします。

2点目につきましては、要綱の設定でございます。学校給食費の徴収や実施回数など、学校給食費の取扱いに関し必要な事項を整備するため、6ページ以降に添付してございます要綱を定めて運用をしたいと考えておりますので、協議をお願いいたします。

この要綱につきましては、これまでの教育委員会会議で都度協議をお願いしてきた内容を、整備して取りまとめたものとなっております。

かいつまんでご説明いたしますと、第6条で給食費の額、7ページの第8条で給食費の納付に関する日別や、納付期限など、その下の9条で、それぞれの状況に応じて給食費を徴収しないことを規定しています。

続きまして8ページに行きまして、第10条でアレルギーなどによる給食費の取扱いをそれぞれ規

定してございます。

また、この要綱の中に、別に教育委員会が定めるとした部分がございますので、その部分につきましても併せて協議をお願いしたいので、資料の17ページをお願いいたします。

今、申し上げた要綱の中で、第5条を併せてご覧いただければと思うのですが、第5条で学校給食の実施予定回数というものを、別に定めるとしてございます。こちらにつきましては、令和6年9月から令和7年3月までですので、本年度の2学期と3学期の給食の予定実施回数につきましては、各学校への給食の提供回数など実績を調べまして、見込みとして120食としてございます。

また第10条で食物アレルギーなどによる減額、牛乳を提供しない方が生じますので、そちらも給食のアレルギーでの減額、牛乳をいくら減額するのかというところも別で定めております。こちらにつきましては、牛乳1本当たりに相当する額が愛知県農業水産局長通知で出ていて、保護者負担額は62円と規定されておりますので、それに倣って食物アレルギーの対象として認めた方につきましては、給食費1本当たり牛乳62円を減額したいと考えております。

以上でございます。

○職務代理人

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

お願いします。

○委員

簡単な確認ですけれど、食物アレルギーということで牛乳の場合は、この62円ということで、給食代は62円ということだけで。

○学校給食課長

1食あたり牛乳分の62円を差し引いた額を納めていただくこととなります。

○委員

アレルギーの対応とか、ご飯はいいけどパンだけは食べられないとかの場合の、金額の変更とかというのは考えないということでしょうか。

○学校給食課長

現時点では、学校に牛乳が飲めないという、医師の診断書などをつけて、この方は飲めないですと認めた場合に限り牛乳代を減らして給食費として納めて頂くこととなります。それ以外の方につきましては、通常の280円ないし330円の給食費として頂く予定です。

○委員

パンは食べられないとか、小麦だったりすると。

○学校給食課長

現時点でアレルギー対応が、卵と牛乳のみ対象と規定しています。

○委員

そういうこと。それだけということですか。

○学校給食課長

小麦につきましては、市ではアレルギー対象としては見てない部分もありますので、現状は減額扱

いはいたしません。

○委員

対象として見ていないので、パンを食べないということで、いつでも食べなかったとしても、その分の減額というのは考えていないということによろしいですかね。

○学校給食課長

現時点でいえばそうです。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○職務代理者

ありがとうございました。

そのほかはいかがでしょうか。

○委員

もう一点失礼します。

(欠食)のところの(4)番のところです。

気象警報発令とか災害による学校給食を受けなかったときと書かれています。これというのは、よく台風が明日、接近して上陸する、だから学校休みになるかもしれない、給食をカットしたほうがいいんじゃないかというのを、前日か前々日ぐらいに判断が行われると思いますけど、それはもうセンターとして作手も、こちらの2本のセンターという、両方とも同じようにもう停止されますよというような連絡がされるということで、これからは保護者の方たちに連絡が行われるということでも、そういうことが行われるということによろしいでしょうか。

○学校給食課長

はい。市内の統一ルールでという運用でしていきたいと考えております。

○委員

分かりました。では今までみたいに、学校ごとでいろいろということができないので、センター1本で行くということで、2日ぐらい前になるかもしれないけれどとか、その時点、分かった時点で一斉に連絡がされるということですか。

○学校給食課長

はい。

○委員

分かりました。ありがとうございました。細かいこと、すみません。

○職務代理者

ありがとうございました。

○教育長

すみません。

○職務代理者

お願いいたします。

○教育長

今の点に関わって、第9条の(4)、気象警報発令、災害等で、情報ですがまだ学校教育課には来て

いないと思うんだけど、暑さ指数で35でしたかね、今度から黒塗りが出るんですね。今まで何か紫ぐらいで極端に暑い日、そのときは多分、午後何時かに出ますよね、愛知県で多分出すと思うのだけれども、そうしたら、その時点で次の日は休校になる可能性が高くなると思います。そういう発令が令和6年度からあり得るということで、よろしくお願いします。

給食に関していえば、6月下旬辺りから9月の中旬か、下旬か、その辺りまでかと思いますが、そういうことがあり得るということでよろしくお願いします。

○職務代理者

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

○委員

第9条、(欠食)について教えてください。

第9条には、「教育委員会は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数に関わる学校給食費を徴収しないものとする。」と書かれています。

この項目を読ませていただくと、1つは申請を5日前にすること、2つ目は連続5日以上欠席が対象であること、3つ目が、届け出があった日から5日以降、給食を受けない日数が欠食扱いになること、という内容として理解してよろしいですか。

○学校給食課長

はい。

○委員

もうちょっと具体的に話をすると、例えば病気とか怪我とか、そういうことで長期にわたり休む場合、対象になりますよね。医師の診断で食事制限をされている子供がいた、これも対象になります。それから数日間家族旅行で行ってしまうとき、そういう場合なども保護者が申請すれば欠食扱いになるということによろしいですね。

○学校給食課長

規定の期間まで出していただければと。

○委員

ただし、感染症のインフルエンザとか、コロナとか、耳下腺炎、風疹、そういうものは対象外であるというふうに読み取れますが、それでいいですね。

○学校給食課長

はい。

○委員

例えば、不登校で午後に登校して、給食は食べない。この子たちは欠席ではないわけで、もし保護者から、この子は欠席ではないけれども、給食の欠食扱いにしてくださいという申請が出た場合、どのように対応していくのか、この項目でいうとどこに当たるのかということをお教えいただけるとありがたいです。

○学校給食課長

ちょっとまだこの要綱の中では表記してない部分があって、事務取扱いの部分で不登校の方々への対応というのは整理はしてございます。不登校になりますので給食を食べませんという届出がいた

できれば、規定に応じて期間を設けてそれ以降は給食費をいただかないという処理をする予定でございます。

○委員

ということは（５）のその他教育委員会が必要とあると認めるとき、このところで教育委員会が判断するというところでよろしいですか。

○学校給食課長

そこで拾っていくという形で、はい。

○職務代理者

よろしいですかね。

そのほかでいかがでしょうか。お願いいたします。

○委員

第6条の給食、(学校給食費の額)ということですが、1食につき280円と330円と提示されております。

ある程度の補助金が出たりとか、学校給食のためにということで、このような金額になっているかと思えますけれど、実際、すごくたくさん、多くの物品の価格が高騰してますし、今キャベツ600円とかという、恐ろしいような値段で売っているときもあったりして、すごく気候変動によって変わってきますけれど、実際のところ、立ち行かなくなるとは困るなんて言って、取り越し苦労のようなことをして心配してはいけませんけれど、センターになって動き始めたときに、実際に稼働していくのに、この金額でやっていけられるものなのかというところの心配を、取り越し苦労かも知れませんが、失礼なことかもしれませんが、もうこれで本当にいいものなのかというところは、もうかなり検討されて、もう出されているかと思えますけれど、すぐに上げるとかいう変更がとても難しいかと思えますので、これに決まったということが、この金額に決まったということの根拠ではないですけれども、そのようなものがありましたら教えていただくと安心かと思えますので、お願いいたします。

○学校給食課長

今、手元に資料がないんですけれども、以前の教育委員会会議でも少し資料として出させてもらったものを思い出しながらしゃべりますが、自校の給食費を全て調査しました。

令和6年の4月現在、4月1日の金額で、1学期中に金額を変更する予定があるかということも含めて学校に教えてもらって、どれぐらい上がるのかというところを踏まえて、大体10、上がるところ、上がらないところございました。

先ほど、パンとか牛乳とお話が出ましたが、あれは価格が学校給食会というところから提示がされますので、牛乳だと大体10円、昨年度末で1回、今年度は10円ぐらい上がりますという話、52円から金額が上がりますというお話がありましたので、まずその上がり幅を把握しまして、自校の給食費の270円と320円に10円ずつ上乗せをして、この金額を設定しています。

ですので、運用を始めて食材の物価がどれぐらいの変動をするのかは、正直、言い方はちょっと乱暴ですけど、やってみないと分からない部分がございますので、やりながらどれぐらいの支出があるのかというのを把握しながら、何とか乗り切りたいと思っております。

ただ、あまりに上昇幅が激しいようであれば、そこは公会計という形で市の歳出予算として動いて

いきますので、明らかに不足が見込まれるようであれば、そこは給食費を見直しを検討し予算を補正するなどお願いして、給食費の不足分への対応をしていくということも一つの手段ではあると考えております。

以上です。

○委員

ありがとうございます。

多分これは心配をしてそんなことを言ってるだけですので、やってみなければ分からないのも分かりますし、実際にどれだけの幅の食材の高騰があるかなんて分かりませんし、しかし、もう分からなくなってしまうと、給食が滞ってしまうようなことになっては大変だというのが一番心配なことですので、ですので、ぜひその辺のところはしっかりと踏まえた上でやっていただけるといいなと思って伺いました。ありがとうございました。

○職務代理者

ありがとうございます。

○教育長

ありがとうございます。今の委員のご指摘について考えたんですけども、今朝のニュースで、キャベツ6個1箱5,000円というふうなことを、東京の市場で出ていました。キャベツがメロンの値段になっている。それは、もう1か月前はそんなことは想定もできなかった。そういうことが今後起こる可能性はある。今、菅野課長の説明だと、補正の対応、例えば条例の中で物価高騰等による特別な事情の場合においては、この徴収額を変えることもあるとか、そういうことを謳うということは、手としてはあるんでしょうか。

○学校給食課長

要綱の中でですかね。

○教育長

ええ。難しいですかね、要綱の中で。

○学校給食課長

実情として、もしそういうような事態が起きた場合には、何かしら補填をしなければ給食費の支払いができなくなることは明確ですので、あえて要綱で謳わなくても、もうそういった事態に対しては、予算を執行する側は残額と見比べながら、仕事をやっておりますので、それに対して枯渇するという見込みが立てば、その分に補填をお願いするというのが、業務としては当然発生すると思っております。従って、謳わなくても毎月の家計簿じゃないですけど、給食費をつけながら、足りなくなる見込みの分は給食費の変更を考え場合によって予算を要求していくことをしていきたいと考えております。

○教育長

附帯決議の中で、安全安心な給食を安定的に提供する、これが一番に謳われておったので、もし安定的な提供ということに関わると、何らかの準備をしておく必要があるかなと思って、今たまたまご指摘いただいたので、そんな手もあるのかなと思ったのです。でも、よく分かりました。

○職務代理者

お願いします。

○委員

すみません、補足みたいな感じです。

多分ほかの市町村も、給食費とかも見られてるかと思うんですけども、例えば豊橋市の学校給食だと、毎日およそ3万3,000食、小学校52校、中学校22校、くすのき特別支援学校、一律であるので、中学校の生徒の給食費が1食350円、小学校の児童の給食費が300円、プラス、それは多分各家庭の食材費を負担していて、センターの水道光熱費に関しては200円分、1食につき、もう市が負担していて、過去にはやはり今みたいにキャベツですとか、そういった野菜や果物が、がっとう急が高騰してしまったときもあって、そういうときは、例えばミルメークを減る、なくす、その分きちんとした主菜、副菜のほうで取りましようですとか、ではキャベツ2玉分使わなきゃいけないところを1.5個分にして、ちょっとスープの量を増やしましょうとか、そういう感じの対応をずっとしてきているので、多分新城のセンターも動き出したらそういう対応とかもするということになりますよね。

給食費は基本的には変えずに、献立で調整をしたりだとか、翌月に出すはずのデザートは今ちょっと食べてみたりとか、そういう感じで帳尻合わせる感じになってきますよね。

○学校給食課長

栄養教諭の献立の組み方、この食材はちょっと高いから、ちょっと安価に入るこっちの食材を使って献立を作っていくというような工夫も調整しながらやっていって、何とか額が収まるように調整を図ることになると思います。

○委員

何か、献立表見ると、あれ、なんか今月はデザートがやけに少ないなと思うと、前月の帳尻合わせをしてるんだなとか、そういうときがあるので、多分稼動し始めるとそういう感じで栄養教諭の先生と相談してという感じになりますよね。だと思います。

○職務代理者

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

○委員

今のご意見がとてもいい参考になったと思うんですけども、やはりそういう可能性があるということでしたらば、横にやっぱり一言添えておくと、騒ぎにならないかなという感じはあります。

やはり食に対して非常に敏感なご父兄というのは、きっちりチェックをされてると思います、給食費やあと内容ですね。ですからそのときに、事前にそういった野菜の高騰であるとかいろいろな事情を踏まえて、若干材料が少し変更になったりする場合もあるとか、あるいはやむを得ず値上げとか、そういうことを安定した食材を供給、給食を支給するために、用意するためにはそういうこともあり得るということを一歩添えておくだけで、非常に何ていうか納得がいくと思いますので、それはぜひ検討していただきたいと思います。

○学校給食課長

はい、分かりました。

○職務代理者

ありがとうございます。そのほかでいかがでしょうか。

私のほうから、季節の野菜が時期によって価格変動するというのは、もうずっと続いていることでありますので、当然献立を考えなさる先生方はご存知だと思うんですけれども、当然季節の変わり目で価格が高騰するというようなときの食材は、できるだけほかのものに代替するような形で、献立そのものを考えていただければ、今回のような特別の高騰に直面するという事は少なくなってくると思いますので、この最初、当初の案のような金額に近い形でできてくるのではないかと思います。

余分なこと申し上げました。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○教育長

要綱6ページの第4条（学校給食費の徴収）、「教育委員会は、保護者等から学校給食費を徴収する。」と書かれています。それを踏まえて、10ページの様式1、学校給食申込、児童生徒用を見ますと、新城市長の下、私という文章で、「学校給食費については、新城市が指定する期日までに遅滞なくお支払いします。」という誓約的な文章が一文添えてあります。

さらに、その下にある注意事項の5番、6番「学校給食費を納付期限までにお支払いいただけない場合は、遅延損害金を請求することもあります。」とか、6番の「学校給食費の滞納が続き、支払う意思が見られない場合、法的措置を講じることがあります。」と書かれています。

さらに同意事項という1番でも、支払いが滞った場合には、「学校給食費負担者の個人情報調査・取得し、関係する組織間で共有することを同意します。」と書かれています。

この内容を読ませていただくと、これまで給食費の徴収日のそういう業務は、一切合切学校が行うという方式から、教育委員会の学校給食課がその業務を全て移行をするというふうに捉えてよろしいですか。

○学校給食課長

最終的な未納に伴って発生する督促状とか、最後にこれで収めていただければ法的措置を取りますよという、そういった最後の最後の段階にならないようにするために、まずは学校で、学校と教育委員会で未納が起きないようにということは、学校のご協力も仰ぐことは想定しております。

ただ、こういった督促状のような、最後の通知みたいなものについては、学校給食課で行います。

○教育長

なるほど。学校現場にはやっぱり子供と向き合う時間というか、それが給食事務によってかなり取られるという部分があるので、それがなくなって、子供と接する時間が多くなるということは、大変ありがたいことだと思っています。

○職務代理者

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。ほかにご意見がないようでしたら、次に移ります。

日程第3 報告事項

○職務代理者

日程第3、報告事項に移ります。

ア、行事・出来事（5月、6月）について、事務局から報告をお願いいたします。

○教育総務課長

それでは、教育総務課からお願いします。資料18ページをご覧ください。

5月9日と10日、2日間かけまして全国都市教育長協議会総会と研究大会が長崎市で開催され、教育長が出席されました。

16日、令和7年度使用東三河教科用図書採択地区協議会に教育長と夏目安勝職務代理者が出席されました。

22日、本日ですが、定例協議会、教育委員会会議を開催しております。

明日23日は第1回教育長会議が新城設楽総合庁舎で行われます。

6月に入りまして、6月27日に定例教育委員会会議の開催を予定をしておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○学校給食課長

続きまして学校給食課、お願いします。19ページをお願いします。

現在工事を進めております本体、共同調理場ですが、4月の末時点で進捗は約66%まで進んでおります。外観につきましてはほぼ出来上がっております、現在は様々な機器類の設置を進めております。内装工事を主に進めております。

こちらのスケジュールでいきますと、6月29日の欄に※印で記載してございますが、6月28日が共同調理場の工期、工事の完了期限となっておりますので、来月が工事の完了の予定となっております。

続きまして、各学校の受入室の状況です。

6月のスケジュールの欄をご覧いただきたいと思いますが、2学期以降に工事に着手する学校の工事業者と順次契約事務を終え、現在は各学校へ都度出向いて、打ち合わせをスタートしております。

6月18日以降をご覧いただきますと、各学校それぞれに毎日各学校へ出向き、学校のスケジュールを伺いながら、夏休みに入ると同時に工事が着手できるように準備を進めております。

26ページの横長の資料をご覧ください。

こちらの給食受入室の工事スケジュールが書いてあり、1学期中の給食提供終了と同時に工事を着手する学校は表の中の暫定の暫という記載、若しくは仮と表記してある学校が、1学期まで給食を提供し、提供が終わり次第、工事に入る学校となっております。

これらの学校は、令和6年9月の共同調理場の稼働時点におきましては、受入室の整備が整っておりませんので、センターから届く食缶などを受け取る暫定的な受入口を各学校で選定し、そこから給食の食缶を受け取り、給食を提供するという事で準備を進めております。

新城小学校を除く各学校につきましては令和6年の年内には工事を完了できる見込みで、現在準備を進めているところです。

以上です。

○学校教育課長

続いて学校教育課、お願いいたします。資料の20ページをご覧ください。

多くの学校の予定がそこに書き込まれておりますが、運動会、体育大会、修学旅行がそれぞれ予定されております。

5月、6月の2か月で運動会、体育大会は小学校6校、中学校4校の10校、それから修学旅行は小学校の3校、中学校の5校ということで8校が、5月、6月に予定をされております。

それ以外にも学校公開日、それから授業事業研究の「みがく」などの予定も入り出しております。

昨年度ですが、学校公開日について年間の予定をまとめて、19校全部まとめて教育委員さんにご案内させていただきました。今、今年度も同様に各学校の公開日、何をやるのか、案内を作っていたいておりますので、5月末日、6月の頭にはご案内をさせていただけるかなと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○生涯共育課長

続きまして生涯共育課の共育係文化係です。21ページをご覧ください。

5月11日土曜日ですが、新城文化会館で新城市小中学校PTA連絡協議会総会を開催しました。

24日金曜日、東三河生涯学習連携講座を開催します。これは東三河の市町が連携して、地域が持つ魅力や地域資源に関する講座を企画するもので、24日は鳳来寺山自然科学博物館の職員が講師となり、鳳来寺参道から傘杉までを散策しながら自然や歴史について解説します。

30日木曜日ですが社会教育審議会を開催します。

6月の予定ですが、親子共育講座について各日程で開催します。

27ページをご覧ください。生涯学習ガイドブック「しんしろマノビノトビラ」です。これまでそれぞれが情報発信、参加者募集を行っていた生涯学習情報を集約いたしました。ホームページの情報と連携させ、掲載のQRコードから講座申込みできるなどの工夫を行いました。

共育文化係からは以上です。

○生涯共育課参事（図書館担当）

続きまして、図書館の5月、6月の行事・出来事について報告いたします。22ページをご覧ください。

まず5月ですが、5月12日まで子供の読書週間でありましたので、1人15冊、貸出期間3週間の特別貸出を行いました。期間中は1,802件のご利用をいただき、8,257冊の貸出がありました。

そのほか、5月15日に第2回の図書館まつり実行委員会を開催いたしました。

次に6月ですが、6日から有教館高校3年生の生徒2名のインターンシップの受入を行います。受入期間は6月から12月です。

また20日に市内の緊急地震速報の放送に合わせまして、避難訓練を実施する予定であります。

図書館からは以上です。

○生涯共育課参事（スポーツ担当）

生涯共育課スポーツ係から報告いたします。23ページをご覧ください。

まず今週の土曜日、5月25日つくしんぼうスポレク祭、こちら、体を動かすきっかけづくりとして、ニュースポーツの体験やバスケットボールなどの体験をし、皆さんがスポーツの体験ができるよう、総合公園で行います。参加は自由となっております。

あと、続いて6月に入りまして、6月14日金曜日ですが、作手B&G海洋センターのプールのリニューアル式典を行います。令和5年度にプールを改修しまして、こちらは作手の小学生をお呼びし

て式典を行います。

続いて、6月16日日曜日から作手B&G海洋センターのプール開きを行いまして、8月31日まで開催をいたします。

以上です。

○生涯共育課参事（文化財担当）

引き続きまして、24ページをご覧ください。市文化財・資料館・保存館からご報告申し上げます。

5月1日から6月3日まで長篠城址史跡保存会におきまして、企画展「長篠軍記～戦いの歴史を語り継ぐ」を開催しております。

5月5日、長篠合戦のぼりまつりがございました。

5月24日、東照宮の建造物の調査がございます。東照宮の建物が大分傷んでおりまして、今後どういった調査、どういった修理が必要かということの確認の調査を行います。

6月に入りまして、6月8日、設楽原決戦場まつりがございます。

下欄に令和6年4月の入館者数をそれぞれ入れておきました。資料館1, 822人、保存館1, 965人、作手歴史民俗資料館が490人と、昨年と比べまして、昨年やはり大河ドラマの影響で、非常に大勢のお客さんが見えになっておりましたけれども、資料館に関しては700人程度の減、保存館に関しましては、200人程度の減でございます。こういった形で、今年度もかなりたくさんのお客様にお越しいただいております。

以上です。

○生涯共育課参事（鳳来寺山自然科学博物館担当）

続いて鳳来山自然科学博物館の5月、6月の行事ということで、25ページをご覧ください。

5月4日に博物館にて友の会と共に、ミュージアムフェスティバルを行いまして、多くの方に来館いただきました。

続いて5月15日、東三河ジオ資源活用推進連絡会を開催いたしました。

続いて5月18日、東三河ジオガイド協会総会がありました。

続いて5月20日、鳳来寺小学校の放課後出前講座ということで、当館の学芸員が鳳来寺小学校に出向きまして、講座のほうを行っています。年6回講座を予定しております。

5月20日につきましては、恐竜のおもちゃを持参しまして、そのイラストを書くという講座を行いました。

5月25日、友の会の行事で、「コノハズクの声聞く会」を開催いたします。申込みのほうは既に定員に達しております。

続いて6月16日、野外学習会で、四谷千枚田で「棚田の生きもの」の開催を予定しております。こちらのほうは5月29日から申込みが開始されます。

博物館について、以上になります。

○職務代理者

ありがとうございました。この件につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

ないようでありますので、事務局から何かその他でございますでしょうか。

特によろしいですか。委員の皆様で何かありましたか、ご発言。

お願いします。

○委員

例年6月に入り、梅雨入りになります。私も同じように心配はされるんですけど、通学の安全の確保というところ、学校もいろいろな指導をされているかと思えますし、保護者の方への連絡もされているかと思えますけれど、先生も含め、通勤、通学というものの安全のための確保ということを徹底していただいて、子供たちが安全に通学できるように、朝、もしすごくそれが降る時間でしたら、1時間遅らせても遅刻にならないよだとか、下校のときも安全の確保で、お迎え来てくださるとかというのもやっているかと思えますけれど、そのようなものもしっかりと徹底して、安全にできるようにということをお願いできたらなと思えますので、一言、よろしく願いいたします。

○職務代理者

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

お願いいたします。

○委員

今のご意見に関連したことなんですけれど、ちょうど1年前の中部教育振興会で提案をさせていただきましたことが、今年はどうなっているかなというご確認をしたい、なんですけれども、雨風激しいときには傘を持っていても何の役にも立たないので、もっとレインコートを着用するというのを、子供たちにも勧めていったらどうかというようなこととお話させていただいたんですが、今年度はどのような形になっているのかお聞きしたいと思います。

○事務局

そうですね。昨年6月2日、とんでもない大雨が降って、一気に天候の悪いときの状況について注目が集まったわけですが、もちろん風が強いと傘が役に立たないというのが、十分経験的には分かっているんですが、それでレインコートをしっかり用意しましょうというような通知が各学校で行われているかどうか、自分は現時点では確認ができていません。

ただ、学校ではそのような指導がされているのではないかなということは思っています。

○教育長

一度、確認してください。

○事務局

はい、分かりました。

○教育長

子供の命に関わることなので。

それとレインコート等含めて、やっぱり一時集中的な局地的豪雨、これ、あるいは暴風雨は多分警戒できると思うけれども、ある程度台風とか絡んで、特に雨ですね、豪雨。これは登校させてはいけないということも含めて、一度19校に伝えていただければと思います。

○事務局

はい。

○職務代理者

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

○委員

いいですか。

○職務代理者

どうぞ。

○委員

1つお伺いしたいのが、少しずつ、毎回夏に向けて話題が出てくるのですが、本年度は例えば各学校のプールの状況というのを伺いたく、例えば東陽小学校もいよいよプールが使えなくて、コパンに行くということで、9月に入っても十分暑い日があるので、日程が大体3日、4日出されているんですけども、コパンなんか行きますとトレーナーの先生が、今年はどこでも送るらしい、私らでも送るらしいということで、単品、単品では聞くのですが、市全体としてはどのぐらいの学校が、何回ぐらいそのプールを使われるということと、あと保護者としてよく話題になるのが、今後プールというものの活動というのは、本当に例えば本年度、来年度ということとなって、今後どういった動きが市の教育方針というか、もしあればですけど、そういったものあればどうということをお考えかなということをお伺いたく、よろしくお願いたします。

○職務代理者

まず今年度のプールの利用について、もう方針が決まっていらっしゃるかと思うのですが、ご様子いただける方が見えたら。

○事務局

民間プールを使う学校がほとんど、多くの学校が使います。自校でやるのが新城小学校、千郷小学校と舟着小学校と鳳来東小学校。

○教育長

黄柳川小も入っていますね。

○事務局

中学校は全て民間、B&Gも含めて民間プールだったと思います。

○職務代理者

ありがとうございました。

将来の方向については、既にもう以前のところでご紹介いただきましたけれども、改めてまた、すみません。

○事務局

大きな改修費用がかかるような修繕は行わないという方針ですので、使える間は自校で使っていくという考えで、今年も自校でやられる学校がありますが、いずれは恐らく民間に移行していくのではないかなと思います。

○職務代理者

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

ほかにはないようでしたら、以上をもちまして、令和6年5月新城市教育委員会定例会議を閉会いたします。次回の開催は6月27日木曜日を予定しておりますので、よろしくお願いたします
お疲れ様でした。

閉会 午後3時35分